
第1回 飯 南 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第1日)

令和4年2月8日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和4年2月8日 午前9時30分開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名
日 程 第 2	会期の決定
日 程 第 3	陳情について
日 程 第 4	報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について
日 程 第 5	報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について
日 程 第 6	同意第1号 教育委員会の委員の任命について
日 程 第 7	議案第1号 財産(土地及び建物)の取得について
日 程 第 8	議案第2号 損害賠償の額の決定について
日 程 第 9	議案第3号 令和3年度飯南町一般会計補正予算(第10号)

本日の会議に付した事件

日 程 第 1	会議録署名議員の指名
日 程 第 2	会期の決定
日 程 第 3	陳情について
日 程 第 4	報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について
日 程 第 5	報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について
日 程 第 6	同意第1号 教育委員会の委員の任命について
日 程 第 7	議案第1号 財産(土地及び建物)の取得について
日 程 第 8	議案第2号 損害賠償の額の決定について
日 程 第 9	議案第3号 令和3年度飯南町一般会計補正予算(第10号)
追加日程第1	陳情審査報告

出席議員(10名)

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	伊 藤 好 晴
3 番	熊 谷 兼 樹	4 番	内 藤 眞 一
5 番	高 橋 英 次	6 番	安 部 誠 也
7 番	景 山 登 美 男	8 番	安 部 丘
9 番	平 石 玲 児	10 番	戸 谷 ひ と み

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 高 木 ゆ か り 書 記 信 藤 晃

説明のため出席した者の職氏名

町	長	塚 原 隆 昭	副 町 長	奥 田 弘 樹
教 育	長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課	長	那 須 忠 巳	防災危機管理室長	長 島 淳 二
会 計 管 理 者		那 須 和 博	基 幹 支 所 長	和 田 真 一
まちづくり推進課長		藤 原 清 伸	まちづくり推進課 総 括 監	門 脇 貴 子
産 業 振 興 課 長		植 田 勉	産業振興課総括監	藤 原 一 也
保 健 福 祉 課 長		小 玉 千 恵	福 祉 事 務 所 長	安 部 農
住 民 課 長		永 井 あ け み	建 設 課 長	森 山 篤
病 院 事 務 長		高 橋 克 裕	代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

なし

午前 9 時 30 分開議

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより令和 4 年第 1 回飯南町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（早樋 徹雄） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、5 番、高橋英次議員、6 番、安部誠也議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早樋 徹雄） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日、午前8時45分より議会運営委員会が開催されております。ここで議会運営委員会委員長より、委員会の報告を求めます。

2番、伊藤好晴議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） はい。

おはようございます。

先ほど、午前8時45分から議会運営委員会を開催して、本臨時会の議事日程について協議しましたので報告します。

会期は、2月8日、本日1日限りいたします。

日程でございます。この後、会期の決定、議案の上程、陳情審査及び提案理由の説明、質疑、討論、採決を行い閉会いたします。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

先ほど議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、本臨時会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定いたしました。

ここで塚原町長から、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、ごあいさつ申し上げます。

本日ここに令和4年第1回飯南町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、お揃いでご出席をいただき開会の運びとなりましたことをお礼申し上げます。

最初に、昨年この場におきまして就任のご挨拶と、まちづくりへの基本的な考え方を、この場で述べさせていただきました。あれから早や1年が経過いたしました。この間、議員各位には町政運営へのご理解とご協力、そして都度適切なるご指導をいただいたと

ころであり、あらためてお礼申し上げます。

年頭のあいさつでも述べさせていただきましたが、本当に昨年を振り返ると、コロナと災害への対応に追われた1年であったと思っております。

さて、新型コロナウイルスに関しましては、今回の第6波がオミクロン株という、これまでのウイルスとは異なり、重症化はしないが感染力が強いことが特徴で、これまでにない感染拡大が続いています。

島根県内でも保健所機能がひっ迫する状況で、県職員や自治体からの応援で業務が継続されている状況であると聞いております。

先月には県内公表の感染者の中に本町在住の方も含まれており、本町における感染者の公表は初めてでしたので、告知放送もいたしましたが、これまで人権に配慮した行動へのお願いなども啓発してきたところであり、町民の皆様には比較的冷静に受け止めていただいたように感じております。

現在も「まん延防止等重点措置」の適用が続いておりまして、町内でも飲食店を始め町民生活全般に様々な影響を及ぼしていると思います。

また、他市町との往來の関係で、何らかの接触によってPCR検査を受けられる方も確実に増えてきております。感染を抑止するためには、自己の基本的な感染対策に尽きると思いますので、引き続き「私が守る。みんなを守る」この言葉を合言葉に感染防止に取り組んでまいります。

ここで、本日提案いたします議案について述べさせていただきます。

本日提案いたします議案は、公用車の物損事故による和解及び損害賠償について専決処分した報告案件2件、教育委員会の委員の任命について同意を求める案件1件と、議決案件としては、財産取得1件、損害賠償の額の決定1件及び一般会計補正予算1件の計3件でございます。

同意案件につきましては、小野田知子委員が任期満了となりますが、ご本人は現在、地域の子どもたちが住みやすいまちづくりを考える会議の代表も務められるなど、教育に対する熱意は委員として相応しく、任命の同意をお願いするものでございます。

そして、議決案件につきましては、取得予定としておりました県営住宅について、先月島根県と売買仮契約を締結しており、財産取得の議決をお願いするものであります。また、損害賠償の額の決定につきましては、町内在住者の方がグレーチングの踏み外しによる転倒事故が発生しておりまして、このたび相手方との示談交渉が成立し、仮示談書を締結しており、損害賠償額の議決をお願いするものです。

最後に、一般会計補正予算につきましては、除雪作業において当初想定していた以上に作業回数が増える見込みとなったため、所要額を追加したいものでございます。

後ほど詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、何卒適切なご議決をいただきますようお願い申し上げます。

以上、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3 陳情について

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、陳情についてを議題といたします。

本日までに、受理した陳情のうち、1件につきましては、早急の対応が必要と認めますので、陳情文書表と陳情書の写しをお手元に配付しております。

お諮りいたします。

陳情第2号「琴引スキー場遊技場施設（ゲートボール場）利用料に対する要望」については、教育経済常任委員会に付託して、会期中の審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は、教育経済常任委員会に付託して、会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程第4 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

○議長（早樋 徹雄） 日程第4、報告第1号 議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

報告第1号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記。（処分事項）和解及び損害賠償の額を定めることについて。

令和4年2月8日提出、飯南町長。

次のページをご覧ください。専決処分書です。

専決第1号。和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和3年12月20日、飯南町長。

記。

- 1 相手方、島根県飯石郡飯南町所在、法人。
- 2 損害賠償の額、金83,824円也。
- 3 事故の概要、令和3年7月28日午前11時頃、飯南町頓原地内の駐車場から公用車を発進させようとした際、相手方車両が同駐車場に進入してきた。相手方車両が駐車場で一旦停止したのを確認し、その後方を通過しようとした際に、相手方車両がバックしてきたため、公用車前方と相手方車両後方が衝突し、双方の車両が破損したもの。

2ページには示談書をつけておりますのでご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について

○議長（早樋 徹雄） 日程第5、報告第2号 議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○基幹支所長（和田 真一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 和田基幹支所長。

○基幹支所長（和田 真一） 番外。

報告第2号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記。（処分事項）和解及び損害賠償の額を定めることについて。

令和4年2月8日提出、飯南町長。

次のページをおめくりください。専決処分書です。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和3年12月28日、飯南町長。

記。

- 1 相手方、島根県飯石郡飯南町在住、個人。

2 損害賠償の額、金 19,613 円也。

3 事故の概要、令和 3 年 10 月 18 日午前 10 時 42 分頃、飯南町野萱地内の町道を公用車で走行中、民家より相手方車両がバックしてきたため、公用車後方と相手方車両後方が衝突し、双方の車両が損傷したものです。

次のページに、示談書の写しをつけておりますのでご確認をいただきますようお願いいたします。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 6 同意第 1 号 教育委員会の委員の任命について

○議長（早樋 徹雄） 日程第 6、同意第 1 号、教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。

同意第 1 号についてご説明いたします。

教育委員の任命について、次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、飯南町□□□□□□。氏名、小野田知子。生年月日、□□□□□□□□□□。

令和 4 年 2 月 8 日提出、飯南町長。

次のページに略歴をつけておりますのでご覧ください。

先ほど町長からもございましたように、小野田委員の任期満了に伴い再任を行いたいものです。以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、同意第1号、教育委員会の委員の任命についてを採決いたします。

同意第1号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7 議案第1号 財産（土地及び建物）の取得について

○議長（早樋 徹雄） 日程第7、議案第1号、財産（土地及び建物）の取得についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第1号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年飯南町条例第48号）に基づき、別紙のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月8日提出、飯南町長。

次のページをご覧ください。別紙です。

1 取得の内容。土地。

- ① 所在地、飯石郡飯南町下赤名756番2。地目、宅地。面積146.68㎡。
- ② 所在地、飯石郡飯南町下赤名757番2。地目、宅地。面積581.66㎡。
- ③ 所在地、飯石郡飯南町下赤名757番1。地目、宅地。面積231.25㎡。
- ④ 所在地、飯石郡飯南町下赤名756番1。地目、宅地。面積108.00㎡。
- ⑤ 所在地、飯石郡飯南町下赤名759番2。地目、宅地。面積425.78㎡。
- ⑥ 所在地、飯石郡飯南町下赤名760番2。地目、宅地。面積108.98㎡。
- ⑦ 所在地、飯石郡飯南町下赤名759番1。地目、宅地。面積255.77㎡。

⑧ 所在地、飯石郡飯南町下赤名 760 番 1。地目、宅地。面積 428.00 m²です。

次のページに移りまして、建物です。

①所在地、飯石郡飯南町下赤名 759 番 2。種類、居宅。構造、木造瓦葺 2 階建。床面積 1 階 285.52 m²、2 階 210.83 m²。合計 496.35 m²。

②所在地、飯石郡飯南町下赤名 757 番 2。種類、居宅。構造、木造瓦葺 2 階建。床面積 1 階 286.34 m²、2 階 210.83 m²。合計 497.17 m²。

③所在地、飯石郡飯南町下赤名 759 番 1。種類、居宅。構造、木造瓦葺 2 階建。床面積 1 階 176.04 m²、2 階 138.26 m²。合計 314.30 m²。

1 取得目的、島根県から県営住宅の譲渡を受け、行政財産とするためです。

1 取得の方法、県有財産売買仮契約による随意契約。

1 取得金額、一金 198,060,098 円也。内訳、土地 13,293,818 円、建物 184,766,280 円。

1 契約する相手の住所及び名称、島根県松江市殿町 1 番地、島根県知事丸山達也。

次のページをご覧ください。契約の状況書です。

事業名は、令和 3 年度県営赤名団地取得事業です。

仮契約日は、令和 4 年 1 月 17 日です。

仮契約金額、取得の方法、所在地についてはご覧のとおりです。

購入物件の状況、土地につきましては、所在地、飯石郡飯南町下赤名 756 番 2 ほか 7 筆で、合計 2,286.12 m²です。

建物につきましては、飯石郡飯南町下赤名 759 番 2、下赤名 757 番 2、下赤名 759 番 1 の 3 棟ございます。6 戸建てが 2 棟、4 戸建てが 1 棟、合計 3 棟 16 戸分。延床面積 1,307.82 m²です。

契約の相手方は、島根県知事丸山達也です。

次ページ以降、仮契約書と図面を付けておりますのでご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第 1 号、財産（土地及び建物）の取得についてを採決いたします。

議案第 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 2 号 損害賠償の額の決定について

○議長（早樋 徹雄） 日程第 8、議案第 2 号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。それでは、議案第 2 号について説明します。

別紙のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 8 日提出、飯南町長。

次のページです。別紙になります。

1 損害賠償の相手方と損害賠償の額、損害賠償の相手方、町内在住個人です。損害賠償の額、3,000,000 円。

2 事故の概要、令和 2 年 7 月 24 日午後 12 時 15 分頃、道の駅赤来高原産直市ぼたんの郷（下赤名 880 番地 3）付近を歩行中に、固定不十分のグレーチングを踏み、転倒し負傷したものでございます。

次のページに説明資料を付けておりますので、そちらで説明します。

事故発生日は、令和 2 年 7 月 24 日。

相手方は、町内在住個人の方です。

発生場所は、道の駅赤来高原産直市ぼたんの郷前グレーチング、下赤名 880 番地 3、事故状況です。左上の赤丸部分に、右上の写真のような水路がございます。グレーチングを設置しておりましたが、①のグレーチングが左側にずれており、左下の写真のようにグレーチング②の手前左端にかかりがなく、この部分を歩行し転倒され、三次市内の病院を受診し、右肘・右膝打撲、右股関節・右肩捻挫と診断され、当初受診した病院から、右股関節の可動域制限が見られるため整形外科受診を勧められ、同市内の整形外科を受診しリハビリを開始されました。

その後相手方と示談に向けて話し合いを進めていましたが、和解に至らず、令和 3 年

7月に相手方が弁護士に委任され、町の保険会社弁護士と交渉を重ね、このたび示談が成立しました

グレーチングにつきましては、事故後すぐに右下の写真のように、グレーチングを溶接し固定しております。

3ページに仮示談書の写しを付けておりますのでご確認いただきたいと思います。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

何点かお尋ねしますが、これ、日常の点検等に行われていたのか。それともぼたんの郷の方をお願いしておったのかと。この安全確認の状況を説明いただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。

当時の、事故当時の点検につきましては、ぼたんの郷の清掃であったり、赤来高原の観光協会の清掃活動の中で、不備があるものは直しておりましたが、事故当時、このグレーチングのずれには気づいておらず怪我をされたものです。

この事故後につきましては、町内全域の公共施設のグレーチングの点検を行っております。以上です。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

その確認はわかりました。平素より、やはり週に何度かは担当課において確認されたほうが、たくさんの方の大勢の方が来られる場所ですからよろしいかと思いますので、提言しておきます。

それとですね、これは事故発生、令和2年7月ということでございます。かなり相手方と合意点が見いだせなかったということですが、こういった状況で、ご本人さんが納得しなかったのか、その点説明できれば端的にお願いしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。

まず、先ほどの事故の状況の中でも申しましたが、怪我の内容のなかで右股関節の可動域の制限がみられるというところで、そちらの症状固定に長期間リハビリの方がかかっておりました。その後、当事者の相手方と交渉を進めておりましたが、股関節の後遺症障害の関係につきまして、交渉を進めておりましたが、昨年7月のところで相手方が弁護士に委任されまして、こちらの保険会社と交渉を重ねたうえ、今回示談に至ったという経緯です。以上です。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

当初は、飯南町の職員が対応しておったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。

当初から、保険会社とも連絡を取りつつ、保険会社と町の職員、相手方と交渉しておりました。以上です。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

状況はわかりましたが、そのご本人さん、現在の健康状態の方は、どのような状態でしょうか。股関節の可動域が云々申されましたが、現時点では改善に向かっておるのか、それともまだリハビリされておるのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。

7月に弁護士に委任されまして、その通知が来てからは、直接ご本人さんとは連絡をとっておりません。しかし、弁護士からのお話等々によりますと、症状固定日、もうこれ以上治療を継続しても症状の改善が見込めない状況というのがございますが、その日付が令和3年5月18日。その時点で一応治療が終わったものと認識しております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） はい。7番、景山議員。

○7番（景山 登美男） はい。7番。

損害賠償に直接関係ないんですけども、再発防止ということで、対策としてグレーチング溶接にて固定してというふうになっている、これで再発はないかと思えますけども、逆にこのグレーチングに、してあるということからすると、よくわかりませんが、固定してしまっていて取れない、蓋がめくれないとか、作業とかですね、ということにはつながらないでしょうか。だいじょうぶですか。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。

こちらの水路につきましては、右上の写真のとおり、全水路の部分にグレーチングが設置されております。ですので大きいゴミ等々は、こちら下の方には流れない状況になっております。

また、こちらの写真右上の写真の①と②を固定しただけですので、溶接で、取り外すことも、この2つのグレーチングを持ち上げて取り外すことが可能ですので、通常管理はできるようになっております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部議員。

○8番（安部 丘） 8番。

このたび、点検して他に異常がなかったというご報告受けましたが、2年ぐらい前だったと思います。車が通って同じくグレーチングを跳ねて車が損傷したという事案があって、その際もすべてを点検したというご報告を聞いたように記憶をしております。

今回、点検された箇所、何カ所、このグレーチングが設置されている箇所は何カ所あって、どういう状況だったかというエビデンスを保管されているのか。

またそのエビデンスに基づいて、今後の経過観察等、必要なことそうじゃないところあると思います。そういったものの色分けをされて、今後の保守点検等に対して取り組まれるお考えがあるかないか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

全体的なことですので私の方から説明させていただきます。議員のご質問の中にありましたとおり2年前、令和2年の7月あたりにこうした事故が多発しまして、町長の方からも点検を強化するというので、毎年10月を点検強化月間と定めております。その中で点検したものを課長会という組織がありますけども、そこでデータとしてみなさんに周知して、そこで何が言いたいかという、その課長会の中でその修繕箇所を一人の課長が見るんじゃなくて全員の課長がそれぞれ見て、こういった修繕方法が適切じゃないかとか、これはこうした対策があるよというような経験と知識を、アイデアを持ち寄っております。修繕等重ねまして、その結果をまた持ち寄ると、いうふうなことを議員ご指摘のように、2年前から行いまして、その意識と情報共有を行っているところであります。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第2号、損害賠償の額の決定についてを採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 令和3年度飯南町一般会計補正予算（第10号）

○議長（早樋 徹雄） 日程第9、議案第3号、令和3年度飯南町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

はじめに総括について説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。議案第3号について説明します。

令和3年度飯南町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,030万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億5,175万8千円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月8日提出、飯南町長。

2ページ、第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款、地方交付税。既決額に3,030万円を追加し、39億3,278万5千円。

歳入合計。既決額に3,030万円を追加し、104億5,175万8千円。

続いて歳出。

款、土木費。既決額に3,030万円を追加し、9億9,841万4千円。

歳出合計。既決額に3,030万円を追加し、104億5,175万8千円。

総括についての説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。3ページ事項別明細書ですが、めくっていただきまして、1．総括。歳入のほうは説明を省略し、歳出のほう。財源内訳のほうですが、すべて一般財源です。

めくっていただきまして、歳入の明細です。款、項、目、共に地方交付税。普通交付税を今回の財源に充てております。歳入についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 次に、歳出について、関係課長から説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。続いて6ページ、歳出の明細です。

款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路橋梁維持費。道路除雪事業につきまして、除雪の出動回数が既に全線6回相当分実施しており、今後の出動も予測されるため、不足する個人のオペレーターの報償費、業者委託料及び除雪機械の燃料費について、全線出動8回相当分を追加補正するものです。歳出の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） はい。

先ほど、今まで 6 回出動されたということでございましたが、今年はこの降雪量で 6 回出たのかなと。今、指を折って数えておるんですが、20 センチで出動でしたか。それ規定の降雪量で出動されたんですか。その内容をお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

5 番議員のご質問にお答えします。基本的に積雪量が 20 センチを超えた場合に除雪を出動しております。20 センチ以下の場合で除雪をしなかった場合ですね、翌日にその雪が緩んでですね、交通に支障があるというような状況がある路線については、除雪を実施したりしております。

そうした積み重ねの延べで、全線を 6 回実施したのと同様の費用が現在かかっているところです。

○5 番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） はい。

一生懸命説明していただいたんですが、要は 20 センチ、本来出動すべき 20 センチ以上降って、何回出動して、それ以下、例えば説明の中で判断すれば、10 センチから 20 センチいかない程度のところで、当日は除雪はしなかったけどあくる日以降、その通行歩行に困難を生じるために出たと。それは全線じゃないはずなので、延べと言われましたが。それ実際に本当に既定の回数で積雪量で出られたのは何回でしたでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

基準に基づいて全線出たのは 3 回でございます。

○5 番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） はい。

あとの 3 回は、いろいろ苦情もあったかもしれませんが、自動車等の、歩行者等の通

行困難な状況であったということで3回出られたんだと思いますが、同じ出られるんなら、その時の、今までの流れの経験で、この道路はこういうふうになるだろうから、やっておけば町民のみなさんも安全な通勤、通学ができるんじゃないかと判断されて、そういった路線は20センチ少しきれるくらいでも出動された方が町民のみなさまにはよろこばれるのではないかと思います、建設課長にご意見をお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

引き続きまして5番議員のご質問にお答えいたします。おっしゃられるようにですね、20センチ以下の場合でも、生活に支障がある、そういったことも加味してですね、除雪の実施については心掛けていきたいと思っております。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部議員。

○8番（安部 丘） 8番。

ちょっと国会の予算審議の中でも話題にでているんですけども、燃料代の高騰に係る補正についてですね、この補正の中には含まれているものか、いないものかを明らかにしていただければと思います。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

8番議員のご質問にお答えいたします。このたび出動回数8回相当分ということで、それに見合う燃料代も増額をしております。あわせて燃料代の現在の価格での積算で計上しております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第3号 令和3年度飯南町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（早樋 徹雄） ここで、暫時休憩をいたします。本会議の再開は、後ほどお知らせいたします。

ただいまから、教育経済常任委員会の開催をお願いいたします。

午前10時17分休憩

.....

午前11時11分再開

○議長（早樋 徹雄） それでは、みなさんお揃いでございますので、本会議を再開いたします。

ただ今、教育経済常任委員会委員長から、陳情審査報告書が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがってこれを日程に追加してただちに議題といたします。

追加日程第1 陳情審査報告

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第1、陳情審査報告についてを議題といたします。

教育経済常任委員会から陳情審査報告を求めます。教育経済常任委員会委員長、3番、熊谷兼樹委員長。

○教育経済常任委員会委員長（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷委員長。

○教育経済常任委員会委員長（熊谷 兼樹） 3番。

陳情審査報告を行います。

.....
令和4年2月8日

飯南町議会議長 早樋 徹雄 様

教育経済常任委員会

委員長 熊谷 兼樹

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号、陳情第2号。

付託年月日、令和4年2月8日。

件名、琴引スキー場遊技場施設（ゲートボール場）利用料に対する要望。

審査の結果、採択。

審査の意見、なし。

措置、町長へ送付。

.....
以上です。

○議長（早樋 徹雄） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

○議長（早樋 徹雄） これより、討論に入ります。陳情第2号「琴引スキー場遊技場施

設（ゲートボール場）利用料に対する要望」について、討論はありませんか。
まず反対者から発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者から発言を許します。他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、陳情第2号「琴引スキー場遊技場施設（ゲートボール場）利用料に対する要望」を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、本臨時会の議事日程は全て終了いたしました。

町長から、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議長のお許しをいただきましたので、ごあいさつ申し上げます。

ただいまは、提案いたしました議案すべてにつきまして、ご同意、ご議決をいただきまして、誠にありがとうございました。

陳情につきましても、先ほど採択されたところでありまして、町へも同様の陳情書が提出されておりますので、施設の使用料の見直しにつきましては、他の施設との整合、それから近隣自治体の施設の使用料も参考にしながら、早急に適切な処置を講じるよう進めてまいります。

冒頭の開会のあいさつでも申し上げました、コロナ感染状況について若干説明したと

ころであります。3回目のワクチン接種につきましては、総理からも、今、国会の予算委員会で答弁もされておりますが、「1日あたり100万回を今月の早い段階で達成したい。」ということで発言がっております。自治体に向けてできるだけ前倒し、6か月が経過すれば、すぐにでもという、今、流れとなっておりまして、

本町の場合は、集団接種で既に日程を組んで通知しておりまして、今週末から順次行っていくこととしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、先ほどは除雪の追加経費の補正予算をお認めいただきましたが、現在、頓原小中学校登校路の路面検証について、昨日も3回目を行ったところでございます。これまでもですが、議員各位には早朝より立ち会いをいただいておりますのでございまして、改めてお礼申し上げたいと思います。

以上、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。本日は、ありがとうございます。

○議長（早樋 徹雄） これで令和4年第1回飯南町議会臨時会を閉会いたします。

たいへんご苦労さまでございました。

午前11時18分閉会
